

ID: 1210

担当部署: 上下水道課

処分の概要	給水開始前の水質検査及び施設検査(法第48条の2第1項における読替え)		
法令名 根拠条項	水道法 第13条第1項		
法令番号	昭和32年法律第177号		
【基準】	<p>法第13条の規定による。 (給水開始前の届出及び検査)</p> <p>第13条 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出で、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。</p> <p>2 水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1211

担当部署: 上下水道課

処分の概要	工事設計の確認(法第48条の2第1項における読替え)		
法令名根拠条項	水道法 第32条		
法令番号	昭和32年法律第177号		
【基準】	<p>法第32条及び第33条の規定による。 (確認)</p> <p>第32条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。 (確認の申請)</p> <p>第33条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</p> <p>(2) 水道事務所の所在地</p> <p>3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 1日最大給水量及び1日平均給水量</p> <p>(2) 水源の種別及び取水地点</p> <p>(3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果</p> <p>(4) 水道施設の概要</p> <p>(5) 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造</p> <p>(6) 浄水方法</p> <p>(7) 工事の着手及び完了の予定年月日</p> <p>(8) その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>5 都道府県知事は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めるときは、又は申請書の添附書類によつては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>6 前項の通知は、第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもつてしなければならない。</p>		
標準処理期間	申請を受理した日から起算して30日以内(法第33条第6項)		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 37

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排水設備設置義務の免除に係る許可		
法令名根拠条項	下水道法 第10条第1項ただし書		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第10条第1項ただし書の規定による。 (排水設備の設置等)</p> <p>第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者 (2) 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者 (3) 道路(道路法(昭和27年法律第180号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 38

担当部署: 上下水道課

処分の概要	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認		
法令名根拠条項	下水道法 第16条		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第16条の規定による。 (公共下水道管理者以外の者の行う工事等)</p> <p>第16条 公共下水道管理者以外の者は、前2条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 39

担当部署: 上下水道課

処分の概要	公共下水道の排水施設への物件設置の許可		
法令名 根拠条項	下水道法 第24条第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第24条第1項及び第2項の規定による。 (行為の制限等)</p> <p>第24条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)</p> <p>(2) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。</p> <p>(3) 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を設ける場合を除く。)</p> <p>2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 40

担当部署: 上下水道課

処分の概要	流域下水道管理者以外の者の工事・維持の承認		
法令名根拠条項	下水道法 第25条の18第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第25条の18第1項において準用する法第16条の規定による。 (公共下水道管理者以外の者の行う工事等)</p> <p>第16条 公共下水道管理者以外の者は、前2条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 41

担当部署: 上下水道課

処分の概要	雨水流域下水道管理者以外の者の工事・維持の承認		
法令名 根拠条項	下水道法 第25条の18第2項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第25条の18第2項において準用する法第16条の規定による。 (公共下水道管理者以外の者の行う工事等)</p> <p>第16条 公共下水道管理者以外の者は、前2条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 42

担当部署: 上下水道課

処分の概要	都市下水路への物件設置の許可		
法令名 根拠条項	下水道法 第29条第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第29条第1項及び第2項の規定による。 (行為の制限等)</p> <p>第29条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、都市下水路管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 都市下水路に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること。</p> <p>(2) 都市下水路の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。</p> <p>2 都市下水路管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 43

担当部署: 上下水道課

処分の概要	都市下水路管理者以外の者の工事・維持の承認		
法令名根拠条項	下水道法 第31条		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第31条の規定において準用する法第16条の規定による。 (公共下水道管理者以外の者の行う工事等)</p> <p>第16条 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日